

## 「感染防止いわきスタイル」宣言書について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るためには、事業者（施設、店舗等）の皆様が、「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（業種別ガイドライン）」などを活用し、感染症対策を実施していただくことが非常に重要です。

国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針においても、事業者及び関係団体は、自主的な感染防止のための取組みを進めることが求められています。

そこで、いわき市においては、事業者の皆様の取組みを推進するため、感染症対策を実施している施設（店舗）であることを市民の皆様を示す「感染防止いわきスタイル宣言書」（以下「宣言書」という。）を、利用規約に同意していただいた事業者の皆様が発行します。

この「宣言書」を、店頭が目立つところに掲示していただくことで、施設（店舗）が実施している感染症対策の内容を市民の皆様周知することにより、安心して施設や店舗を利用していただくことにつなげようとするものです。

事業者の皆様におかれましては、市民の皆様への安心の提供による利用促進と感染拡大防止のため、是非、この取組みへのご協力をお願いします。

### 〈宣言書の利用手順〉

(1) 利用規約【別紙 1】を読み、届出書【別紙 2】1 枚、宣言書【別紙 3】2 枚をダウンロード

(2) 利用規約に同意した上で、届出書【別紙 2】、宣言書【別紙 3】に記入 ※ 宣言書の 2 枚(提出用・掲示用)は同じ内容を記入します。

(3) 記入した届出書【別紙 2】1 枚、宣言書【別紙 3】1 枚を、市に送付 ※ 記入不備の場合を除き、市からの連絡は、原則行いません。

(4) 記入したもう 1 枚の宣言書【別紙 3】を、店頭目につく場所に掲示 ※ 宣言書を複数枚記載し、店内等に掲示しても差し支えありません。

(発行開始) 令和 2 年 8 月 7 日 (金)

## 【別紙 1】

### 「感染防止いわきスタイル宣言書」利用規約

本規約は、いわき市が実施する「感染防止いわきスタイル宣言書」（以下「宣言書」という。）の利用規約（以下「本規約」という。）に関して、次のとおり定めます。

宣言書の利用を希望する事業者等は、本規約に同意したうえで、いわき市が定める届出書（以下「届出書」という。）に必要な情報を記入し、宣言書の発行を行ってください。

#### 1 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会経済活動の両立を図るために、事業者の皆様が、感染防止対策の徹底を図り、事業を行うことが求められます。

そこで、事業者の皆様が、各業界団体が策定したガイドラインを活用し、感染防止対策を実施している具体的な内容について、市が定める本規約に基づき、店頭が目立つところに宣言書を掲示する形で公表していただくことにより、市民の皆様が安心して利用できる施設であることをお知らせするものです。

#### 2 対象施設

対象は、いわき市内に所在し、かつ多数の者が勤務又は利用する施設（店舗）とします。

#### 3 届出

宣言書の発行を希望する事業者（店舗運営者等。以下「届出者」という。）は、次の「4 発行条件」の遵守に同意した上で、届出書に必要事項を記入し、いわき市に届出を行ってください。

- (1) 届出は、宣言書を設置する施設ごとに行うものとします。
- (2) 届出や宣言書の内容を変更又は廃止しようする場合は届出を行ってください。

#### 4 発行条件

- (1) 届出者は、内閣官房ホームページに掲載の業種ごとに策定された「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（業種別ガイドライン）」、いわき市新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリストなどを活用し、感染症対策として実施する具体的な取組内容を「宣言書」に記載し、施設（店舗）の店頭に掲示すること
- (2) 感染防止対策実施店として、届出をした店舗情報（店舗種別、事業者名、施設・店舗名、所在地、電話番号、店舗ホームページ）を、市がホームページ等で公開することについて同意すること
- (3) 万が一、感染者や感染の疑いのある者が確認された場合に速やかに対応できるよう、市保健所の調査等に協力すること
- (4) 万が一、感染が発生した際に連絡や情報提供できるよう、「いわき市あんしんコロ

「お知らせシステム」の導入や名簿の作成等により、連絡体制を整えること

- (5) 入手した個人情報については、目的外の使用を行わないことや一定期間経過後に削除すること

## 5 留意事項

届出者は、次の事項に留意してください。

- (1) 届出書には、次の事項を記入してください。なお、記入いただいた内容については、いわき市のホームページ等において公表される可能性がありますので、個人を特定できる情報の記入は行わないでください。
  - ① 施設（店舗）種別
  - ② 事業者名
  - ③ 施設（店舗）名
  - ④ 所在地
  - ⑤ 電話番号
  - ⑥ 施設（店舗）ホームページ
- (2) 利用事業者に対し、いわき市又はその指示を受けた者が施設（店舗）に連絡又は訪問し、感染防止対策について確認をさせていただく場合があります。
- (3) 届出内容が虚偽であった場合や発行条件を遵守しないなど、その他いわき市が不適切と判断した場合は、宣言書の利用を禁止し、既に印刷及び掲示したものについても廃棄・撤去を命じ、その旨を公表する場合があります。

## 6 免責事項

いわき市は、届出を受けて発行した宣言書の内容について、事実上又は法律上の瑕疵（安全性、信憑性、正確性、完全性、有効性、権利侵害などを含みます。）が無いことを明示的にも黙示的にも保証しません。また、いわき市は届出者に対して、かかる瑕疵を除去して宣言書を提供する義務を負いません。

## 7 利用規約の改訂

本規約は、いわき市の判断で改訂される場合があります。規約が改訂された場合は、いわき市ホームページ上に掲載した時から改訂後の内容が適用されます。

## 8 費用

- (1) 届出書や宣言書は、無料で利用できますが、通信料は利用者の負担となります。
- (2) 届出書や宣言書の作成等に必要な機器類は、利用者自らの判断と負担においてご用意ください。

## 9 禁止事項

利用者が次の行為をすることを禁止します。また、悪質な場合には法的措置をとる場合があります。

- (1) 登録情報・宣言書を第三者に貸与、譲渡、販売、又は再配布する行為
- (2) 発行された宣言書を加工・編集・改ざんする行為  
※ デザインの改変を含まない拡大・縮小による二次利用を除く。
- (3) 有害なコンピュータプログラムを送信し、又は書き込む行為
- (4) 本制度の運営を妨害し、又は信用を毀損する行為
- (5) 法令又は公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 他人の権利又は財産若しくは人格的利益を侵害する行為
- (7) その他いわき市が不相当と認める行為

## 10 プライバシーポリシー

いわき市は、事業者名等の情報について、次のとおり取り扱います。ただし、法令の規定に基づき司法機関又は他の行政機関から提供の申出があった場合は、この限りではありません。

- (1) 届出者の届出情報は、感染症拡大防止を目的として使用し、他の目的には一切使用しません。
- (2) 統計的に処理された届出書の数や事業者名等の情報については公表することがあります。
- (3) 届出者の届出情報は、いわき市並びにサービス及びコンテンツ提供者が善良なる管理者の注意義務をもって管理します。

## 11 制度の終了

本制度は、新型コロナウイルス感染症が収束するなど、いわき市が終了すると判断した際に、事前の予告なく終了することがあります。

## 12 準拠法及び管轄裁判所

本規約は日本法に準拠します。また、ユーザーといわき市の間で紛争が生じた場合、福島地方裁判所（いわき支部）を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

令和2年8月7日制定

いわき市新型コロナウイルス感染症対策本部